

第百六十四回国会 衆議院 総務委員会 議 録 第 十 六 号

平成十八年四月十二日(水曜日)

午後一時開議

出席委員

委員長 中谷 元君

理事 佐藤 勉君

理事 葉梨 康弘君

理事 やまぎわ大志郎君

理事 渡辺 周君

理事 あかま二郎君

理事 大塚 高司君

理事 奥野 信亮君

理事 木挽 司君

理事 実川 幸夫君

理事 関 芳弘君

理事 谷本 龍哉君

理事 土井 亨君

理事 萩原 誠司君

理事 福田 良彦君

理事 渡部 篤君

理事 逢坂 誠二君

理事 西村智奈美君

理事 松本 大輔君

理事 横山 北斗君

理事 古屋 範子君

理事 重野 安正君

総務大臣

総務大臣政務官

総務大臣政務官

総務大臣政務官

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人

政府参考人
(総務省政策統括官)
総務委員会専門員
清水 英雄君
太田 和宏君

委員の異動

四月十二日

辞任

永岡 桂子君

福田 良彦君

渡部 篤君

田嶋 要君

同日

大塚 高司君

杉田 元司君

西本 勝子君

横山 北斗君

同日

大塚 高司君

杉田 元司君

西本 勝子君

横山 北斗君

同日

大塚 高司君

杉田 元司君

西本 勝子君

横山 北斗君

同日

大塚 高司君

杉田 元司君

西本 勝子君

横山 北斗君

同日

大塚 高司君

杉田 元司君

西本 勝子君

横山 北斗君

同日

大塚 高司君

杉田 元司君

西本 勝子君

補欠選任

西本 勝子君

杉田 元司君

大塚 高司君

横山 北斗君

同日

大塚 高司君

杉田 元司君

西本 勝子君

横山 北斗君

同日

大塚 高司君

杉田 元司君

西本 勝子君

横山 北斗君

同日

大塚 高司君

杉田 元司君

西本 勝子君

横山 北斗君

同日

大塚 高司君

杉田 元司君

西本 勝子君

横山 北斗君

同日

大塚 高司君

杉田 元司君

西本 勝子君

横山 北斗君

同日

大塚 高司君

杉田 元司君

西本 勝子君

横山 北斗君

同日

大塚 高司君

町議会(第三〇三九号)
真の地方分権改革に関する意見書(鳥取県三朝町議会)(第三〇四〇号)
真の地方分権改革に関する意見書(鳥取県琴浦町議会)(第三〇四一號)
真の地方分権改革に関する意見書(鳥取県北栄町議会)(第三〇四二號)
真の地方分権改革に関する意見書(鳥取県日吉津村議会)(第三〇四三號)
真の地方分権改革に関する意見書(鳥取県南部町議会)(第三〇四四號)
真の地方分権に関する意見書(鳥取県日野町議会)(第三〇四五號)
真の地方分権改革に関する意見書(鳥取県江府町議会)(第三〇四六號)
自治体病院経営に政府の全面的な支援と補欠制度の見直しを求める意見書(長野県飯綱町議会)(第三〇四七號)
集配局廃止計画の中止を求める意見書(鳥取県北栄町議会)(第三〇四八號)
地方交付税、地方財政の確保を求める意見書(秋田県大仙市議会)(第三〇四九號)
地方の自主性・自律性の拡大及び地方分権改革に相応しい議会制度の充実を求める意見書(埼玉県川口市議会)(第三〇五〇號)
二〇〇七年の郵政民営化に向けた集配業務停止の見直しを求める意見書(高知県安芸市議会)(第三〇五一號)
二〇〇七年の郵政民営化に向けた集配業務停止の見直しを求める意見書(高知県香美市議会)(第三〇五二號)
郵便事業に関する意見書(長野県喬木村議会)(第三〇五三號)
は本委員会に参考送付された。

本日開議に付した案件

政府参考人出頭要求に関する件

電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三號)

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百六十三回国会法第八号)

○中谷委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、電気通信基盤充実臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として総務省大臣官房長森清君、情報通信政策局長竹田義行君、総合通信基盤局長須田和博君及び政策統括官清水英雄君の出席を求め、説明を聴取したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○中谷委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○中谷委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。後藤斎君。

○後藤(斎)委員 民主党の後藤斎でございます。大臣、連日、行草特も含めて、大変御苦労さまでございます。

質問通告はちよつとしていないんですが、きょう、各報道が大変重要な指摘をしております。NHKにかかわる件でございます。

一点は、放送法については私もこの委員会で、放送法全体の見直しは、電波法も含めて、通信と放送の融合ということで必要ではないかなという御指摘も以前させていただきました。その中で、

急遽、総務省の方がNHKの受信料の支払いの義務化を検討し始めたという一連の報道がござい

ます。
あわせて、きょう一緒になったのがどういうわけかわかりませんが、昨日、NHKの職員の方が一千七百六十二万円、空出張を五年間なさって着服をなさったという報道がされております。

この二年近くにわたって、NHKが再生に向けて一連の御努力をして、会長もおかわりになって、三月末の平成十八年度の予算の際にも、附帯決議も含めて、その点については国民の皆さんの受信料という公の部分でNHK全体が運営されているということも踏まえてという御決議をして、大臣もそれに従ってというお話で御答弁をされて

います。
大臣、二点、このNHKに係る受信料の支払いの義務化、まさに再生に向けての御努力をなさっている際に、確かに方向性としては一つの選択肢としてあると思うんですが、やはり再生に向けての努力が実質されていないということが一方で露見しながら、義務化というのを総務省が検討なさっているというのは、真実かどうかということも含めてまず御確認をしながら、これからちよつと議論に入りたいと思いますので、ぜひ大臣の御見解をお願いしたいと思います。

○竹中国務大臣 まさに今、後藤委員御指摘くださいましたように、きょうの新聞は何とNHKに関する紙面が多いことかというふうに、私も朝起きて驚いた次第でございます。

委員御指摘のように、二点ございしますが、ちよつと正確にぜひ申し上げたいと思います。

一つ、NHKの例の受信料の支払いの義務化に関して、きょう新聞等々で、省として検討し始めたというような言いぶりもあつたかと思ひますが、省として検討をし始めたというような事実は、これはございません。

NHKのガバナンスの回復、そしてNHKの受信料の不払いに対してどうするかということは、これはもうNHKに関する先生方の御審議の中で

も、多くの先生方が御心配をしておられて、何かよい方法を模索しなければいけないとみんな今真剣に考えているところでございます。

そして、例の懇談会の中でもいろいろな意見が出ております。その中では、義務化のような問題も必要なのではないかという御意見もあることはございます。しかし、それについて、懇談会でそういう結論を出したという事実もなければ、省としてそのことを正式に検討し始めたという事実もございません。これは、その意味では、いろいろな議論を踏まえて観測的に新聞が述べられているんだというふうに思いますが、事実関係としては、今私が申し上げたとおりでございます。

ちなみに、昨日私はちよつと所用で、途中までこの懇談会に出ておまして、最後まではおりました。また記者部のブリーフも立ち会つてはおりませんが、昨日のブリーフの中でも、松原座長がブリーフされましたけれども、罰則つきの義務化をするかどうかというところまで議論は進みませんでしたというふうに、これはもうブリーフで述べておられますので、まさに懇談会においてもそうである。ましてや総務省においてそのようなことを省として正式に検討し始めたわけではございません。これはもう明確に申し上げておきたいと思ひます。

しかし、ぜひ幅広く議論をする必要があると思ひます。この点は、繰り返し言ひますが、この委員会の中でもいろいろな先生方の御心配をいただいているところであらうかと思ひます。

二つ目の、この新たな不祥事につきましては、これはもう私としても、正直言つて、ちよつと驚くほどの、今回やはり金額も大きいござい

ます、何としたことかという思いがござい

ます。NHKにおいてもそのような努力が必要だと思ひますので、我々としても、この事実関係についてしっかりと把握をした上で、問題が一体どこにあったのか、どのような対応が必要なのかということを実地に検討してまいる所存でございます。

○後藤委員 NHKを所管というよりも、放送法を所管する中で大臣として、ぜひ今おっしゃったこと、そしてNHKも、いざれ大臣の方

にどなたか御説明に上がるかと思うんですが、その点は、先ほども御指摘をしたように、衆参の委員会それぞれ決議も含めて平成十八年度の予算の取りまとめの際につけております。それはぜひ指導をぜひお願いしたいと思います。

そして大臣、きのうも行われた、要するに大臣の懇談会が、やはりある意味では、大臣が総務大臣になられてから非常に活発化をしたということ

もあつて、いろいろな部分で報道がたくさん確

かに出たように思ひます。やもすれば、国民の皆さんは、それが一つの方向性を決めるようにとっている方も多分いらっしゃるのではない

かな。
ですから、以前この委員会にも参考人に来ていただきました民放連の日枝会長も含めて、いやいやちよつとというお話を懇談会の中でもされたというところでありますが、今回のこの法律の問題も含めて、やはり大臣がメディア、情報や放送に対してどういう御意識を持っておられるかということとが一つ大きな、これからの方向性を考える上で重要になるのかな。

かに一面そうだと思います。そして、この懇談会の中でも、いわゆるマルチメディア集中排除原則の見直しということもかなり御議論をなさっているというふうにお聞きをしております。

まず、やはり大臣が、国際競争力ある総合メディアというその具体的なイメージ、もう懇談会もきのうで五回か六回目くらいになると思ひますが、そういうことも踏まえて、もう大臣も半年くらいになられて、そろそろ骨太へ向けて自分のアイデアを収れんさせていかなきやいけないのかなと思ひますが、その点の具体的な、国際競争力ある総合メディアというのはどんなものをイメージされているのか、まずお聞きをしたいと思ひます。

○竹中国務大臣 私は、就任以来、まさに国際競争力のある総合メディアが日本にあつてしかるべきではないかという発言を、確かに何度もさせていただいております。

素朴な思ひは、例えば自動車のメーカーでは、自動車というような分野では、固有名詞として幾つもの代表的な、世界に冠たる企業がこの国にはござい

ます。電気機械に関しても、世界に冠たる分野がござい

ます。そして、それ以外の幾つかの分野でもやはり世界に通じるものがございます。

しかし、そういう観点からすると、今最も発展が期待されている放送・通信の分野で、かつ、日本国内ではこれだけ存在感の大きい放送・通信の分野で、世界にその名の知られた企業が残念だけれども存在しないということは、私はやはり不自然であらうかと思ひます。

今後この分野がさらに成長が期待されるということは多くの方が認められる。そういう中で、私は、この分野が成長して、国民によいサービスを提供する一つのシンボルとして、国際競争力のあ

る総合メディアがやはりあつてしかるべきだ、そう想定するのが自然ではないかというふうに思ひ

わけでございます。

そのイメージはどうかということになります

と、これは、私自身、不勉強だと言われるかもしれませんが、まだかくあるべしというような固定的なイメージを持つには至っておりません。

ただ、よく例に出るのは、タイム・ワーカーなどのようなメディア、いわゆるコングロマリットなわけですけれども、映画、地上放送、インターネット接続事業、出版、そういうような意味で国際の通用する総合メディアがやはり一つあってもよいのではないかと思うんです。

こういう議論をするたびに、新聞の社説などで、企業が大きくなればよいものではないという批判をされる方がいらつしやるんですけども、私は、大きくなればよいとは全く思っておりません。ただ、大きい規模で総合的なサービスを志向される、そういう企業があるならば、そういうことも可能であるような仕組みにおいてあげることがよいのではないかと。小さくて、分野に特化して、きらりと光る企業も当然出てこなければいけないと思いますし、そこは私は、政府というのは、いろいろな才能のある、そして創意工夫に満ちた経営者がいろいろな経営、創意工夫をしていくことが可能なような道を準備するということがやはり政府の重要な役割であろうかというふうに思っております。

その中で、私としては、いろいろなタイプで、いろいろな形で、国際競争力のあるメディア企業が出てきていたきたいというふうに思います。売り上げが今二十兆でありますけれども、二十兆のうちのかんりの部分が人件費とかですから、中間投入というのは意外と少なく、かなりの部分が付加価値なんだと思うんですね。二十兆全部が付加価値だとは言いませんけれども、実はGDPの四%ですね。これがさらに今後成長していくということになれば、この一つの分野で経済全体に与える影響も決して小さくないわけでございます。

その意味で、私たちとしては、そういったチャンスが可能になるような道をやはり政府として準備しなければいけないのではないかとこのように思っております。

思っております。

○後藤(斎)委員 大臣、これも懇談会の中でもかなり議論が進んでいるというお話なんですが、今大臣が、国際競争力ある総合メディアという中で、産業の視点だけではないと。もちろん放送というの、ある意味では、情報との融合がもっと進めば、文化やいろいろな公の情報も伝えている役割を担っているという視点も当然でございます。

マスメディア集中排除法も、これを見直すという話もかなり議論があったというふうに言われております。今、放送法の中では、いわゆるNHKの部分と民放の部分、民放の部分がいわゆるキー局と地方局みたいな形になって、二〇一一年のデジタル化に向けて、まだ地方の放送業者の方では進まない部分はあつてというふうな、いろいろなものが絡んで、これから集中排除法の見直しも御議論なされると思うんです。

先ほど大臣に、これからの総合メディアというのがどんなイメージかというのを聞きしたの、まさにこの集中排除原則の見直しというの、これから、例えば民放というものが、もし二元化が維持されるとしても、民放という民間の放送業界がどういうふうな形になっていくんだ、いわゆる持ち株会社みたいな形で、キー局とまさに資本連携もするの、かというところにも関係してくると思うんです。

その点については、大臣、どんな方向性にこれからなっていくんでしょうか。

○竹中国務大臣 今回の議論を進める上で、マスメディア集中排除原則の問題というのは、やはり一つの重要なポイントになるというふうに私も思っております。

まず、これは私自身、改めて勉強して、すごいなというふうな思つたんですが、マスメディア集中排除原則というのは、近年に至るまで本当に頻繁に見直されてきているわけでございます。これは、金科玉条のごとく何か一定のものがずっと支配してきたわけではなくて、本当に頻繁に、数年

に一度と言ってもよいかもしれませんが、いろいろな形で見直されてきております。その意味では、私たちの先輩も非常に現実にこの問題に対して対処をしてこられたんだというふうに思います。

また、当事者であります民放連も、方向としては、マスメディア集中排除原則の緩和というのは重要な方向であるということを、これはヒアリング等々でも正式におつしやつていっているというふうに向つております。

同時に、我々が考えなければいけないのは、マスメディア集中排除原則が議論されて、今日まで残つてきたのは、それなりの意味があるからでございます。その意味の最大のものは、やはり放送の多元性を保障する必要があるだろう。つまり、一部の人たちだけにメディアといひますか論調が支配されるようなことがあつてはならない、これはやはり民主主義社会の基礎として重要なことであらうかと思ひます。

そしてもう一つは、多元性の一部でありますけれども、地域性の問題というのを、やはりこれはこれで重要であらう。特に今ローカル局が果たしている役割については、そのような意見があるわけでございます。

きのうも実はこのことについて懇談会で議論がなされましたけれども、やはりそもそもの多元性や地域性の問題についてはしっかりと担保をし続けなければいけない。その範囲で、私が先ほどから申し上げているような、メディアがより競争しからしめようという、メディアがより競争しからしめようというサービスを果たすために、集中排除原則についてどのような方向を議論するかというところがまさに今真剣に論じられているわけでございます。

きのうの議論でございますけれども、例えば、具体的にどういう形で緩和をするかということに關しましても、例えば、一つの考え方として持ち株方式というものもあるわけでありまして、けれども、その一方で、よりダイレクトに資本参加を緩めるやり方もある。いろいろな意見が出されまし

て、具体的な緩和の方向についてまだ結論が出ていないわけではございません。

ただ、現実に、我々はこれまでも見直してきたということ、そして民放連もそのような方向だということ、一方で、放送の多元性、地域性についてはしっかりと守るべきベースがあるということ、そういう中で、私は、国民の納得が得られるような議論をぜひしてまいらねばならないというふうに向つております。

○後藤(斎)委員 ぜひ、大臣が今、最後にお答えをいただいた、やはり地域の分もこれから、もう一点だけ本論に入る前に御指摘をさせてもらいますが、地方の主体、地方主権という流れを大臣も急速に後押しされています。やはり放送の中でもそれが本当に必要なかどうかということも含めて、ぜひ検討していただきたいと思ひます。

次に、これも大臣が、歳出をできるだけカットしながら、地方自治体もより交付税に頼らないような仕組みをつくつていった方がいいという趣旨の御答弁を常になさつております。特に、従来であれば、財務省がいろいろな形で地方交付税の問題についても意見を言つていきましたが、最近では、経済産業省の新経済成長戦略の中でも、そういう地方交付税を抜本的に見直すべきだという指摘も政府の中でもされております。

私が言いたいの、いろいろな資料を見ていくと、いわゆる地方自治体で高金利、高利貸しから借りたわけではないんですが、非常に高い金利の地方債や公営企業の借金が非常に残つてい。おおよそですが、四割くらいは、例えば公営企業の部分でいうと、四・〇%未満というのが大体全体の六割くらいで、一番高いグレードの利率別というのは八・五%以上という、企業債残みたいな統計も総務省でおつくりになられております。地方債でいうとそこまではいかななくて、一・五%以下からまず始まつて、七・〇%超みたいな形です。それも、三%で例えば線を引くと、大体六割以上が三%以下で、四割近い部分が三%を超える金利。そういう意味で、やはり歳出を減らすという

きには、大臣がよく繰り返されているように、できるだけ幅広くそういう歳出がカットできる部分で、不必要な部分がある意味で、これは不必要かどうかは別としても、財務省も含めての政府の中で、ルー尔的に借りかえをするときに、安い金利で借りかえをしたけれどもブロックされてしまふ、いや、それ以上にペナルティーをとらなきゃだめだよみたいな仕組みが残っているというのはいや、やはり早急に検討しないと、分権の懇談会の方でも大臣が御議論をされている自治体再建法みたいな、そういうものにも後出しじゃんけんみたいな形になって、本来整備すべき現行の部分をもっときつとやはり見直してほしいんです。

その点、借りかえの、地方債みたいな高い金利のものを借りかえる施策をもっと推進すべきだと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○竹中国務大臣 後藤委員御指摘の点は大変重要な点でありまして、また、現実に地方団体からいろいろの声を上げられている点であると思えます。

同時に、この問題は、いわゆる民法の期限の利益の問題でもあって、金融全般で常に問題になる、御承知のように、とりわけ財投に関して大変問題になる、なかなか悩ましい問題でござい

ます。政府資金等については、平成十三年度以降、財投改革におきまして、長期で安定した資金を供給するという基本的な機能がありますから、それを踏まえて、繰り上げ償還は補償金の支払いを必要とするということがこの十三年度以降原則とされたわけでございます。一方で、しかし、繰り上げ償還の要望が高まっている。

総務省としては、これはやはり地方の声をしっかりと踏まえまして、財務省とも協議をしまして、公債費負担対策として、公営企業金融公庫の高金利資金について一部補償金なしで借りかえを実施するというをやっております。また平成十七年度からは、財政融資資金を含め公債費負担の平準化を目的とした借換債につきましては、補

償金も含めて借換債の対象とする措置にする、そのような工夫はいろいろしているところでございます。

さらに申し上げますと、平成十七年度、財政融資資金では一部の財投機関を対象に一定の条件のもとに補償金なし繰り上げ償還を認めたことを踏まえまして、財務省とも折衝を行いました。そして十八年度からは、公共事業の見直しでございすとか公共施設の目的外転用に伴って必要になる公的資金について補償金なしの繰り上げ償還につきましては、これは民間資金による借りかえを新たに認めるというような措置もとっております。

しかし、それでも、財政融資資金の段階的な縮小を図る中で、地方公共団体からやはり繰り上げ償還を求める声が依然として非常に強いということとは私もひしひしと認識をしております。

今後、これは各省庁と議論しなきゃいけませんけれども、公債費負担の軽減、一番自治体としては痛いところでございますので、その軽減が図れるように積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○後藤(高)委員 前段が長くなり過ぎて申しわけございません。

本論に入りたいと思います。

この法律は、平成三年からですから、ちょうど十五年前にできて、十年間が第一期目、そして二期目でことしの部分まで、そして三期目でこれから五力年延長するという仕組みになっています。

この法律は、言うまでもなく、民間の事業者に対する支援措置であります。公的な部分では後でお聞きをしますが、確かにいろいろな意味で、この間の、もちろんこの制度だけではなくて、民間の事業者の御努力もあって、光ファイバーやADSLや、いわゆる基盤インフラ部分がかなり進んできたという評価はします。

しかし、全体の評価をまずしておかないといけないということで、この十五年間で、低利融資と利子助成、そして債務保証、税制優遇の大きく四

つ枠組みがあつて、どれぐらいの税投入、コストを使いながら、また、その支援の実績がそれぞれ項目であると思うんですが、その点について、まず、この十五年間の全体の評価についてお伺いしたいと思ひます。

○須田政府参考人 基盤法に基づきます支援の実績につきましてお尋ねがございましたが、基盤法に係ります投資促進措置でございすけれども、それぞれ開始年度が若干異なつております。そういった意味で、十五年間フルではございせんけれども、把握しているものを述べさせていただきます。

まず、低利融資でございすが、平成三年から十四年間で四千四百三十六億円でございます。また利子助成でございすが、平成七年から十一年間で四十億円でございます。そして税制優遇措置でございすけれども、平成四年から十三年間で七百八十六億円でございます。なお、債務保証につきましては、これまでのところ実績はございせん。

そして、このような形で支援措置を行つてきたわけでございすけれども、そうしたものが具体的に情報通信インフラの整備にどのような形であらわれているかという点でございすけれども、御指摘の光ファイバーとかADSL等を念頭に置

きまして、その整備の進捗状況でございす。まず、光ファイバーにつきまして、全世帯に占めるカバ率、どこまでカバ率できるかということの数字でございすけれども、平成十七年三月末で三千五百九十万世帯、直近把握しております

九月末では三千九百万世帯、七二%、七八%という数字になつております。ADSLにつきましては、直近で把握しております平成十七年九月末で四千六百五十万世帯、九三%のカバ率に達しております。そしてケーブルインターネットもございすけれども、これにつきましては、平成十七年九月末で三千三百七十万世帯で、全世帯の六八%をカバ率している状況でございす。

○後藤(高)委員 確かに、この十五年間、いろいろな形で進んできたというふうに、今の数字でもそうだと思います。全体の十五年間、税の部分では五千億強という形で、ここまでという形、正直言つて実感もしています。

ただ、ブロードバンド整備というのを、二〇一〇年までに一〇〇%という目標を先般のIT戦略本部の部分でも御決定なさつています。そして、そのベースになる光ファイバーの部分では、平成十一年です。今から七年前の経済対策の中で、二〇〇五年で、だからことしの三月までに、とりあえず光ファイバー網の整備は一〇〇%という目標を掲げておつたはずでございす。ただ、現実には、これは及第点かもしれせんが、八四%ということ、とりあえず目標には達していないという現実がございす。

これをさらに二〇一〇年までということ、先ほどのブロードバンドの一〇〇%整備という部分も含めて、この目標は五年延長すると達成できるんでしようか。

○須田政府参考人 御指摘の平成十一年の段階の目標で、これは光ファイバーを全国に整備するということを目標として掲げておりまして、二〇〇五年に全国整備ということを目指して掲げていたわけでございすけれども、この時点におきましては、この目標の基準としまして、いわゆるき線点というところ、これは一本一本の光ファイバーを三百から六百しんぐらい束ねて、ある一定のところまで持つてまいりますけれども、そこまでカバ率というのを見てございしました。それを目標にしていたわけでございす。

しかしながら、その後、一つは、き線点に達しているだけでは必ずしもお客様がすぐ利用できるわけではないということもあり、また、光ファイバー以外にADSLなどの新しい技術もたくさん出てきたということもございまして、平成十三年度のe-Japan戦略におきまして、このき線点の引かれ方を別の形で目標としまして、ADSLなどを含む高速インターネットのカバ率を

三千万世帯、これは実質的に六〇％になりますけれども、そして、光ファイバーを念頭に置きまして超高速通信ネットワークの力率率を二〇％に設定いたしました。これにつきましては、現在既に九三％、七八％と達成しているところでございます。

今回のIT新改革戦略におきまして設けておりますのは、この平成十三年の考え方をそのまま踏襲いたしまして、ADSLなどによるブロードバンドの力率率を一〇〇％、光ファイバーにつきましては九〇％の力率率ということを目標とすることと考えているところでございます。

私どもといたしましては、この一〇〇％という目標は何よりも達成しなければいけないものですから、この基盤法に基づく支援措置を引き続き行うとともに、条件不利地域を対象にいたしましては財政措置を十分図っていくとか、あるいは、地方公共団体におかれまして、もう既に光ファイバー等のネットワークを自前で持っているところもございますので、そうしたネットワークを活用するとか、あるいは、光ファイバーだけでなく、無線LANなどの新しい電波を利用したシステムなどを積極的に導入していくとか、こういったことを通じまして、一〇〇％の目標というところに努めてまいりたいと思っております。

○後藤(斎)委員 時間が来たので終わりますが、大臣、最後に御要望だけ。

今局長が御答弁していたように、まだ地域の格差がございます。やはり、人口が集中したいわゆる都市の部分、そして人口が少ない過疎、地方の部分、この情報格差、特に光ファイバーの整備も含めてそのインフラの部分はまだまだ大きな格差がございます。ぜひ、民間事業者がこの法律を適用していく中で、支援すると同時に、やはりきめ細かい、デジタルデバイド、情報格差がないということに、総務省も一丸となって対応していただくことをお願いして、質問を終わります。ありがとうございます。

○中谷委員長 次に、福田昭夫君。

○福田(昭)委員 民主党の福田昭夫でございます。

私は、田舎に住むアナログ人間でございます。個人的にも地理的にも、情報格差、いわゆるデジタルデバイドを感じている一人として質問をさせていただきますので、ぜひとも簡潔でわかりやすい御答弁をお願いいたします。

まず、我が国は世界最先端のIT国家になった、こういう話がございますけれども、その現況についてお伺いをしたいと思います。

一つは、インフラの整備そして利用者の現況についてでございます。

e-Japan戦略などによりまして着々と進んできたということでございますが、先ほどの後藤委員の質問とも少し重なりますけれども、インフラがどんなふうになっているのか、また利用者さんがどんなふうになっているのか、簡潔にお答えをいただければというふうに思います。

○竹中国務大臣 お答えをさせていただきます。

日本のブロードバンドサービスでございますけれども、委員御指摘のように、世界で最も安く最も速いという状況を何とか目標の期限に達成することができたと思っております。

こうしたサービスを支えます情報通信インフラの整備状況、これをいわれるブロードバンドの利用可能世帯で見ますと、四千六百五十万世帯、全体の九三％でございます。九三％の世帯が利用可能。光ファイバーに限って見ても、三千九百万世帯、七八％というふうになっております。これは平成十七年九月現在の数字で申し上げます。

そして、こうしたインフラの利用者を、サービスごとの加入者、先ほどの利用可能世帯でございますが、今度はサービスごとの加入者で見ますと、これは平成十七年十二月の数字になります。光ファイバーが四百六十四万、そしてADSLが千四百四十八万、ケーブルインターネットが三百二十三万、そしてブロードバンド全体では二千二百三十七万という数字になっております。

○福田(昭)委員 ありがとうございます。それでは、二つ目は、マーケットも最先端のマーケットができつつある、あるいはそれを支える技術環境もかなり整ってきているという話でございますが、それらの現況について教えていただければというふうに思います。

○竹中国務大臣 企業による最先端のICTの活用はどうなっているのかという御質問かと思いますが、当然のことながら、企業は経営の効率化の観点から大変積極的にこれを導入しようというインセンティブを持っている。ただ、それは、企業によつては非常にうまくいっているところとまだ模索しているところがあるという状況だと思っております。

このICTをコスト削減、業務効率化を目的として積極的に導入する一つの例として、例えば企業間通信網の構築というものが進展しております。例えば、これは平成十六年末のアンケート調査なんですけれども、百人以上の規模で、いわゆる社内LANを構築している会社というのは、全体の九割に達しているんだそうでございます。従業員百人以上の企業を対象とした調査結果によると、社内LAN構築率は九割、これは私自身も想像していたより多いという感じがいたします。

さらに、電子タグやセンサーネットワーク技術を利用した、よく言われるサプライ・チェーン・マネジメント等の経営管理手法の高度化もいろいろな形で見られているというふうに思います。これはいろいろな例があるかと思えますけれども、売り場の最先端の情報反映の現場にいろいろ届いて、いろいろな情報を反映してその生産を行う、そうすると在庫管理もうまくいく、無駄な在庫を持たなくて済むようになるわけですし、売れ筋商品もきちんと製造できるようになる、そういうようなことも進みつつあると思えます。

マーケットについて見ますと、インターネットを利用した新ビジネス等々が台頭しております。例えばインターネット専門銀行でありまして、携帯電話向けコンテンツビジネス等の利用

が拡大しているというのは、これはもし必要でしたらまた数字も申し上げますが、見られているところでございます。顧客の利用シーンの変化に市場が適応していく中で、その意味で、ICTは企業戦略的に活用され始めているのではないかと思います。身近なところでは、コンビニに行くとか、おサイフケータイも使えば、そこに銀行の機能が持たれているし、チケットの予約もできる、そういうようなところにも身近にあらわれつつあるのではないかと思っております。

○福田(昭)委員 私ども素人でもよくわかりますのは、IT産業がプロ野球球団を運営するというようなところを見ますと、相当大きなマーケットになっているのかなというふうに今つくづく感じているところでございます。

次に、政府のIT戦略本部が策定したIT新改革戦略ですが、それに位置づけられました、来るべきユビキタスネットワーク社会に向けた基盤の整備についてお伺いをいたします。

まず最初に、情報格差、いわゆるデジタルデバイドのないIT社会の実現についてお伺いをいたします。

一つは、ユニバーサルデザイン化されたIT社会についてでございます。

これにつきましては、私もどちらかというと高齢者に近づく方でございますが、調査によりますと、インターネットの利用、五十歳から五十九歳の方々が六三％、一方、六十歳以上の方は二二％ぐらいにとどまっています、そういう話でございます。また、障害者のインターネット利用率も健康者に比べるとかなり低い状況にある、そういう調査結果があるわけでございます。

こうした状況を踏まえて、年齢とかあるいは身体的な条件にかかわらず、利用しやすいような対策をこれから具体的にどのようにとろうとしているのか、お伺いをいたします。

○竹中国務大臣 福田委員の御指摘のとおり、やはりデジタルデバイドと呼ばれるような現象を生じさせている一つの理由は、いわゆる利用者から

見て取つきにくい、専門家はインターネットフェースがどうのこうのというふうに言うわけですが、テレビであれば、スイッチを一つ入れればもうすべていい。しかし、インターネットの場合は、立ち上げて、必要なプロバイダーのところに、ポータルサイトにちゃんと行って、それからどうこうするということ、なれた人にとっては何でもないんですけども、初めての、特にお年寄りにとってはなかなかそこに行き着けない。そういうような、まさにインターネットの問題があるんだと思います。

ユビキタスネットワーク社会の実現に向けましては、だれもがその恩恵を受けられるように、委員がおっしゃりたいわけのユニバーサルデザインの推進というのは、これは重要な政策課題であると思います。

このため、我々総務省としては、だれもが使いやすいインターネットそして電気通信機器・サービスの開発等を促すためのアクセシビリティガイドライン等の普及促進に努めているところでございます。さらには、字幕放送、解説放送等の拡充に向けた支援も行う。そして、高齢者、障害者が使いやすい情報通信機器・サービスの開発、提供に対する助成なども積極的に推進しているところでございます。

今後、今委員がおっしゃったような観点から、まさにだれもが容易にICTが利用できるように、関連施策に積極的に取り組んでまいりたいと思います。

○福田(昭)委員 高齢者や障害者にとつては、これを使えるようになる、利用できるようなになると、相当生活の範囲が広がって、きっと相当の楽しみになるんじゃないかと思っておりますので、そうしたことにぜひ力を入れていただきたい、そう思っております。

次に、二つ目ありますが、いつでも、どこでも、何でも、だれでも使える、デジタルデバイスのないインフラの整備についてお伺いをいたします。これがいわゆる地理的な情報格差という話です。

でございます。

このことにつきましては、先ほど、ブロードバンド網も全国的にかなり普及された、利用可能な世帯で申し上げれば九三%の世帯を網羅した、そんな話でございますけれども、しかし、依然として、過疎地域においてはまだまだ普及されていないわけでございます。未普及地域があるということでございます。

そうしたことに對して、そういった地域に対しても、利用できるような仕組みということになります。あるいは、いつでも、だれでもということになります。ユビキタス化の推進ということがうたわれているようでありますが、そのユビキタスの意味と、どんな具体的な利用方法があるのか、私だけじゃなくて、国民の皆さんにもわかりやすくちよつと説明していただければというふうに思います。

○竹中国務大臣 ユビキタスの意味ということでございますが、まさに先生がおっしゃった、いつでも、どこでも、だれもがネットワークにつながる、そういうことだと思えます。もともとはラテン語だったようですが、先生がもうおっしゃったとおりなのではないかというふうに思います。

私ごとで恐縮ですが、今でもパソコンに向かっている時間が本当にすぐたつてしましますね。ネットワークでいろいろなものを検索していると楽しくて、残念ながら時間がなくて今は余り向かいませんが、私は、これを使いこなして楽しくやれば、自分の老後は随分豊かになるのではないかとこのうに思っているわけですが、本当にそういうものであるというふうに思えます。その意味では、栃木でも和歌山でも、いろいろな地域を超えて、時間を超えて、いろいろなものへのアクセスが可能になっているんだと思います。

それで、その場合に、デバイスのない、特に地理的デバイスのない、この問題は、実はいろいろよく見ていますと、どこの国においても大変努力をして、工夫をしているところだと思えます。

多くの国で、光ファイバー網等の情報通信インフラというのはやはり民間主導なんです。これは、過去のいろいろな鉄道網の普及とか道路の普及なんか比べると、圧倒的に民間主導を原則としている。しかし、では、それですべて、民間でかなりうまくやっているというのも事実ですけれども、やはりどこか、地理的なデバイス、デジタルデバイスの是正には、国として取り組むべき重要な課題があるということだろうと思っております。

我が国でも、まさにそのような形で、民間の主導を原則としながら、しっかりと補うべきところを国が補うという形になっているし、そのようにしていかなければいけないと思っております。その点で、これまで、基盤法によります民間事業者への投資促進策、つまり民間にインセンティブを与える、そして市町村等に対する国庫補助を行う、地方財政措置を講じる等々の組み合わせを行ってきたところでございますけれども、さらに実態をよく見ながらこれらの取り組みの強化を図っていくことが必要であると思っております。

○福田(昭)委員 いろいろな利用ができるということだと思っておりますが、きょうのテレビでもやっておりますけれども、今、地方からどんな子供たちが都会に出てきてしまつて、地方に高齢世帯だとかあるいは一人世帯、一人の高齢世帯、そういう世帯がたくさんふえているわけでありまして。そうした中で、実は、離れて住んでいる子供たちが、自分の年若い両親がどうやって元気に暮らしているかというのを、毎日といいますか、ある一定の時間間隔で確認できるような、見守りポットみたいなものが販売されて、非常に売れているようにございますが、そんなすばらしい利用というか、そういうものもできています。

さらには、それこそ私の地元今市でも、小学一年生が大変残忍な事件で残念ながら殺害されてしまいました。広島や京都でもあったわけですが、これからの子供の安全を守る、そういう

観点からも、ICTタグと言つては失礼なのかもしれないですね、日本語だと荷物みたいな訳すようですから、子供に荷札をつけたのではこれは申しわけない話ですが、一つの印をつけて子供の安全を守るというようなことも大事なこれからの利用方法なのじゃないかな、こう思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○竹中国務大臣 先ほどから御議論がございましたように、世界で最も安く速いいわゆるインフラができた、それを今度いかに利用して活用するかという、まさに利活用の問題がこれから五年間ぐらいの最大のテーマになります。

その中の一つとして、電子政府というのが大きなテーマとしてあるわけですが、身近な利活用に関して言うならば、まさに今御指摘のありました安心、安全なICT社会の実現というのが、やはり最も重要な、かつ国民にとつて期待のかかっている分野ではないかというふうに思います。

実は、一昨日でしたが、ICT戦略本部が久しぶりにございまして、その中で一つのデモンストラクションが行われました。

それは、携帯電話なんですけれども、携帯でまさにデジタルな情報のやりとりが今可能になっておりますから、子供に何かあったときに、一つのひもを引くと、携帯がいわゆる防犯ブザーみたいなやつでピーピーと鳴るんですが、同時に、このときに発せられた、無線が発せられた場所がお母さんのところの電話に自動的に届くような仕組みになっている。これはデジタル情報ですから、まさにGPSと組み合わせているんだと思えますけれども、これなどは非常にわかりやすい。そして、お母さんのところに電話がかかってくる、今ここで切られたと。最後に、もし子供が電話をオフにする、ないしはオフにさせられたら、その場所もわかるような、そういう仕組みになっているんだそうでございます。非常にわかりやすい、身近なよい例であるというふうに思います。そういう意味で、いろいろな利活用があるん

だろうなと思います。それを見ていたある大臣が、自分の居場所が知られたら困るなど言っておられましたが、そういうことも含めていろいろな活用の仕方がある。同時に、それに対するセキュリティへの取り組みというの必要になつてくるのだと思います。

○福田(昭)委員 所管は違ふかもしれないですが、ぜひ文部科学大臣にお勧めをしていただいて、子供の安全を守っていただければというふうに思います。

もう一つだけちょっと申し上げますと、我が国の行政にとつて非常に問題となつております、ごみの処理なんですね。

これは一般廃棄物、産業廃棄物も含めてでございますが、このごみにつきましても、実は私、それこそ世界で一番優秀な基本ソフトを開発した坂村健先生のお話を聞いているんですが、トロン、これを活用していろいろなことをやりますと、廃棄物の追跡も、トレーサビリティじゃないですけども、これも可能だということですね。

そうしますと、やはり廃棄物の適正処理ということを考えて、ICチップ、ごみ粒のような、本当にこの鉛筆の点のようなチップまで開発されているようでございますから、そういうチップを活用すると十分ごみの適正処理も可能なんじゃないか、私はそんなことも考えておまして、ぜひそんなことについても、これからのITの新改革戦略、そうした中で取り組んでいただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○竹中国務大臣 今、坂村先生のお名前をお挙げになられて、ごみの処理等々、本当にいろいろな活用の仕方があるというお話がございました。

私は技術の専門家ではございませんけれども、やはり坂村先生のお話なんかを聞きまして、本当に利用の仕方というのは無限に拡大していくんだなというふうに思います。農産物についても、そのプロダクト、例えば果物一個についてもそれをトレースすることが可能になるわけでございますし、それをリアルタイムで処理するオペ

レーティングシステムがまさにトロンであるというふうに聞いております。

どういう利活用の仕方があるかにつきましては、これは今、各省においてもIT戦略本部の中でのいろいろな議論がなされておまして、いろいろな紹介もなされております。私は、やはりそういうことができるだけ国民に身近にわかつていただけるようにすることが当面大変大事なのかなというふうに思っています。どうも、先ほどのデジタルバインドではありませんが、具体的な話を聞くと何となく身近に感じるんですね。けれども、抽象的な話になりますと何か非常に取っつきにくいように思える分野でもあるのだと思っております。

今委員が御指摘のような点も踏まえて、これは総務省の役割でもあらうかと思っておりますので、できるだけ身近にその利便さを感じていただくような工夫についても、我々はぜひ積極的の前に進めたいと思っております。

○福田(昭)委員 こちらの方は環境大臣にぜひお伝えを願いたいなと思っております。

次に、安心してITを使える環境の整備についてでございますが、ここでは、特にセキュリティ対策についてお伺いをいたします。

ウィニーとかいろいろなウィルスで情報が漏れてしまふという、本当にこのIT社会の言ってみれば影の部分でございますけれども、そのセキュリティ対策をやはりしっかりしないと、これから使っていくに当たって、便利なものだけれども心配だ、こういうことも考えられますので、このことについて、どんなふうにかから対策を、あるいは計画を立ててやっていくかとしているのか、お伺いをしたいと思います。

○竹中国務大臣 ICTの利便の話専らさせていたしましたが、そのまさに利便とコインの両面にあるのがこのセキュリティの問題であるというふうに思います。

安心、安全なICT社会を実現するためには、この情報セキュリティの確保を多面的に行つて

いかなければいけないと思います。そして、効果的に、効率的に行つていく必要があると思っております。

こうした観点で、総務省の取り組みでございますけれども、ICT社会におけるインフラであるところの情報通信ネットワークを提供する電気事業者によりましてセキュリティ関連情報の共有でございますとかウィルス対策の強化などを推進しております。

同時に、情報セキュリティに関する脅威は、これは御承知のように、今ウィニーの話がありましたけれども、次々新しいものが出てくる、ウィルスとそして取り締まる方の追いつかぬところ、どこにどうしてもなるわけでございますけれども、その新しい脅威からもネットワークを守れるように、不断の研究開発の実施が必要だと思っております。

また、この分野での人材育成、これが大変重要である。利用者における対策実施の促進でありますとか法制度上の措置の着実な実施も、これは組み合わせてやらなければいけない。その意味で、先ほど申し上げましたように、やはり多面的にこれは取り組まなければいけないというふうに思います。

一方、我が国の官民におきます統一的、横断的な情報セキュリティ対策というのが、やはりコアになる部分についてはしっかりとやっておかなければいけないと思います。そうした観点で、昨年の五月にIT戦略本部に情報セキュリティ政策会議というのを設置いたしました。そして、本年二月には第一次情報セキュリティ基本計画というのを取りまとめたところでございます。

総務省としましては、こうした取り組みに積極的に参画しておりますけれども、さらにこれを強化して、国民だれもが安心して情報通信のネットワークを利用できるような社会を実現すべく、引き続き努力をまいりたいと思っております。

○福田(昭)委員 特に、個人情報情報の漏えいとか、あるいは国家機密なり犯罪情報の漏えいは、国の

基盤を揺るがしかねない、そういう事件につながると思っていますので、これは防衛庁や警察庁にもよくお伝えをいただければというふうに思います。それでは次に、本題であります電気通信基盤充実臨時措置法の役割などについてお伺いをいたします。

最初の質問は、基盤法の支援によるインフラ整備の実績についてお伺いをする予定でございますが、先ほど後藤委員の方にお答えがありましたので、これは省略させていただきます。

二つ目は、基盤法の延長の目的とその効果についてお伺いをいたします。

○竹中国務大臣 今回の改正内容でございますけれども、附則二条に定められております廃止期限を平成二十三年の五月三十一日まで五年間延長するという内容のものでございます。

中身につきましてはこれまで少し議論させていただきましたけれども、このブロードバンドインフラ、これは巨額の設備投資を要するものでありまして、かつ、先行性の高いインフラでございます。今なお整備途上でございまして、これを利用できない地域もまだ多数存在しているということが重要な事実認識であらうかと思っております。

このような状況を踏まえまして、先般のIT新改革戦略におきまして、二〇一〇年度までに光ファイバー等の整備を推進する、そしてブロードバンド・ゼロ地域を解消するということを目標に明示的に掲げました。そして、事業者に対する投資インセンティブを付与すること等により、その整備を促進するということとしたわけでございます。そのためにこの廃止期限の延長をお願いしているわけでございます。

また、ブロードバンドの基盤は、このユビキタスネットワーク社会におきます国民生活、産業経済、行政等の活動に不可欠な基盤でございます。その全国整備を進めることによりまして、日本の構造改革、そして国際競争力の強化、安全、安心、そうした社会の実現に資するということを目指したいというふうに考えているところでござい

ます。

○福田(昭)委員 それでは、この基盤法の延長とあわせて、今回、平成十八年度、これは初めてでしようか、地域情報通信基盤整備推進交付金が創設をされたわけでございますが、その目的とその効果について伺いをいたします。

○竹中国務大臣 今委員御指摘くださいましたように、さきに成立させていただきました十八年度予算において、地域情報通信基盤整備推進交付金、推進するための交付金を創設しております。金額五十二・六億円を計上しております。

これは、先ほど言いましたように、民間主導原則でこのインフラの整備をお願いするわけでございますけれども、それだけでは整備が進まない条件不利地域等々がやはり出てまいりますので、そういう条件不利地域において、その特性に応じたICT基盤の整備に取り組む地方公共団体等を支援するという、いわば補完のための施策であるというふうな位置づけしております。

これは民間主導ということとは先ほど申し上げましたけれども、やはり離島等条件不利地域がどうしても出てまいります。そうした中では、国と地方公共団体、事業者、それぞれが連携をしまして、推進を図ることが重要でございます。それで、それにふさわしい国の財政措置を講じるものでございます。そうすることによりまして、先ほどから議論になっているユビキタスネットワーク社会をぜひとも実現したいと考えております。

○福田(昭)委員 そうしますと、そうした基盤法の五年間の延長、それとこの交付金の創設、これによりまして、先ほど話が出てまいりましたブロードバンド・ゼロ地域を解消する、その目的が大体五年間でできそうだと、そういう見込みで進められるのかどうか、お伺いをしたいと思います。

○竹中国務大臣 我々としては、ICT新改革戦略に書いているように、そういう方向を何としても実現したいと考えております。

山は、登っていきますと、最後の最後になればなるほど上りがきつくなつてきます。九割まで行ったけれども、九五%に行くのは大変で、そこからさらに五%上げるのはもつと大変だという状況が予想されるわけでございますけれども、先ほど申し上げましたような趣旨にのっとりまして、国民すべてにそうした恩恵が及ぶように、ぜひ実現に努力をしてみたいと思います。

○福田(昭)委員 ぜひとも、そうできない場合にはできれば延長もして、必ずやり遂げるというようなことでお願いをしたいと思います。

そろそろ時間がなくなつてきましたので、最後に私の意見を述べて終わりにしたいと思います。

今、この今議会で問題になっておりますが、小泉さんが進めてまいりました構造改革、光の部分もあるけれども影の部分もある、そういう指摘がなされているところでございますが、そうした中で、都会と地方の格差というものがやはり拡大している、田舎に住む一人としてそう実感を感じるところでございます。

そこで、ぜひとも情報の分野においては一日も早く情報の地域格差をゼロにしてほしい、それがやはり日本の再生にもつながるのではないかと、そのように私は考えております。地理的なデジタルデバイドを克服して、市民生活の利便性や生涯学習の機会の向上、そんなことはもとより、情報産業の誘致を図って、地域産業はもとより観光産業の活性化に役立てたい、そういう地方の強い願いがあると私は考えております。

そのためには、インフラを整備する、そのことが地方がさらに元気になるためのツールといえますが、道具を手にするにすぎない、そのように考えておりますので、ぜひともこの基盤法と交付金を地方の皆さんが有効に活用して地方を元気にされる、そういうことを期待しながら、私の質問を終わりにしたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○中谷委員長 次に、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございます。私、最初に政府参考人の方に伺っておきたいと思ひますが、今度の法律で、一つは高度通信施設整備事業、二つ目に高度有線テレビジョン放送施設整備事業、三つ目に信頼性向上施設整備事業、この三つに対しての支援策として、低利融資、税制優遇、債務保証、この仕掛けを定めているわけですが、まず債務保証について、これまで債務保証の実績がどうなっているのかを伺います。

○須田政府参考人 これまでのところ、債務保証の実績はございません。

○吉井委員 次に、税制優遇について伺いたいと思ひます。

高度通信施設整備事業と高度有線テレビジョン放送施設整備事業の法人税特別償却の直近五年の実績、これについて、いただいた資料を見ていると、高度通信施設整備事業でこの五年間で約九十二億円、それから高度有線テレビジョン事業で千七百億円、放送施設整備事業ではほとんどゼロに近いというふうな、圧倒的に高度通信施設整備事業についての優遇ということになっていると思うんですが、まず確認をしておきたいと思ひます。

○須田政府参考人 恐縮でございますが、私の持っているデータと若干違うかもしれませんが、私も、御指摘のように、この五年間、あるいは過去からずっと通して見ましても、この支援実績といたしましては、高度通信施設整備事業が最も大きな割合を占めてございます。

○吉井委員 それで、この高度通信施設整備事業を行っている事業者、主な事業者というところはどこでしょうか。

○須田政府参考人 高度通信施設整備事業でございますけれども、大きく分けまして、NTT関係事業者、それから地域系の通信事業者、そしてケーブルテレビ事業者、その他新しい、ベンチャー系といましようか、通信事業者等から成つてございます。

NTT関係事業者としては、高度通信施設整備事業は、現在、三十五社認定を受けてございます。――よろしいですか。

○吉井委員 いや、細かいのを言っておつたんじゃない切りがありませんから。

それで、次に、固定資産税の課税標準の圧縮の方について伺っておきたいんですが、二〇〇四年度、平成十六年度の高度通信施設整備事業、高度有線テレビジョン放送施設整備事業それから信頼性向上施設整備事業、それぞれの固定資産税の課税標準の圧縮額、これがどうなっているのかを政府参考人の方に伺います。

○須田政府参考人 税制優遇措置のうち、固定資産税の課税標準の圧縮につきましては、高度通信施設整備事業につきましては五億二千五百万円、信頼性向上施設整備事業につきましては三千八百五十万円、高度有線テレビジョン放送施設整備事業につきましては二十万円となつております。

○吉井委員 ですから、先ほどの数字にしても、今の数字を見ても、圧倒的に高度通信施設整備事業、さつきいろいろなお名前があつたんですが、けれども、ケーブルテレビだなんだといつても、今のわかるように二十万円と、全然けた違いなんです。

ですから、そういう点では、これは、中心的に税制優遇策を受けているということでも、NTTを中心としたところということになつてくるのではありませんか。

○須田政府参考人 全体としましては、NTTが、事業者としまして、あるいは全体の金額としても、一般的な支援措置の大体半分程度を占めているものでございます。

○吉井委員 次に、低利融資についても政府参考人に伺っておきますが、直近五年間の利子助成対象設備に係る融資の実績というものについてですが、これは、いただいた資料を五年分で見ても、高度通信施設整備事業についての低利融資は一千六十二億円、高度有線テレビジョン放送施設整備事業が七億円ですから、この点でも圧倒的に高度通信施設整備事業への低利融資であつたと思ひますが、これはどうですか。

○須田政府参考人 繰り返しになりますが、この基盤法に基づく支援措置の全体としましては、やはり低利融資も含めてですが、高度通信施設整備事業が大きな割合を占めているところでございます。

○吉井委員 それで、低利融資もそうなんです、今度、税金による利子助成額を見てみしても、高度通信施設整備事業、NTTを中心としたところは約四十億円、それからケーブルテレビなどに係ってくる高度有線テレビジョン放送施設整備事業は約三千万円ですから、一％以下という比率になりますね。

九五年度から十年間になりますが、NTTとNCC、それからケーブルテレビ会社、それぞれの利子助成の実績というものは、この十年で見ればどういふふうになりますか。

○須田政府参考人 恐縮でございますが、今、手元にありますのがこの五年間の実績でございますが、年度別の利子助成金交付実績額というものでございますけれども、全体、この五年間で、利子助成金の交付金額は十九億二千百万円になってございます。そのうち、NTTが十一・三六億円、NCCが七億六千八百万円、CATVが〇・一六億円となっております。

○吉井委員 その前の分もいたしておりますから、ですから、一九九五年から九九年度分と、今おっしゃった〇〇年度からの五年分を合わせると、九五年からのちょうど十年で、NTTの利子助成の実績というのは約二十三億円、NCC関係が十七億円、ケーブルテレビ関係は三千三百万円と、つまり、ほとんどの事業が、六割はNTT、NCCが四割、こういうふうになっていると思うんです。

そこで、ですから、電気通信基盤充実臨時措置法による実際の支援というのは、NTTなどの光ファイバー・インフラ整備、ここを支援するというところになっているわけですね。私は、いろいろなところへどんどん光ケーブルなんか延びていくことは大事なことだと思うんですが、特にこう

いう支援がNTTなど特定の大手企業に比べても、やはり利益を上げるというのを目指してNTTなどは必要なインフラ整備に投資をしているわけですから、これは十分やっているものと思うんですが、何か、これだけ税金を安くしたり利子を応援しないとNTTがやっていけないというところから発想をしておられるんですか。

○須田政府参考人 NTTも民間事業者の一つでございます。民間事業者である以上、経営を行うに当たりましては、効率性、採算性等を考慮して運営を行うところでございます。

そういう中で、こうした光ファイバーの整備、ブロードバンド基盤の整備というものは、リターンの回収期間が非常に遅い、その割に、その初期に非常に大きな投資が必要となるものでございます。ですから、普通の民間の経営でやりますと、このような回収期間が遅くて、しかも投資の規模がすごく大きいというものにつきましては、一般ですと、どうしてもちゅうちょしてしまうようなところがございます。

したがって、先行投資性の非常に強い基盤を整備するに当たりましては、やはりどうしても、何らかの形でインセンティブを与えることによって普及、整備の進展を早めることが、結果的にネットワークが早く全国的に展開していくことになる、それはひいては国民の皆さんの利便の向上につながっていくものと考えておる次第でございます。

○吉井委員 昔、電話をずっと引いていくとき、電話債権を買いました。一向に返してもらえませんでした。今それがNTTとなって大きな利益を上げていくわけですが、応援する方はしっかり考えているんだけれども、我々負担した方で、もうほちばち、しつかりもうけているんだから返してもらうてという方は、なかなか返ってこないというのが実情です。

法人税特別償却でも、固定資産税の課税標準の圧縮にしても、税金を使った利子助成にしても、力の弱い中小企業、そういうところへこういう支

援をしていこう、そのことは地域の中小企業の支援にもなるし、地域でこういう事業を進めることにもなっていくというのなら政策的に意味もわかるんですが、NTTなど限られた特定の大企業向けの支援策というのは、これはもう大企業優遇策というのは明白であって、私はこういうやり方というのはよくないというふうに思います。

これにかかわって、竹中大臣の方に伺っておきたいと思っております。大臣の私的懇談会で、通信・放送の在り方に関する懇談会が一月につくられておりますが、この懇談会では、通信と放送の融合・連携に向けた問題点、それらが生じる原因の検討から始まって、通信・放送及びいわゆる融合・連携のあるべき姿、望ましい行政の対応のあり方を検討するというふうにしていらっしゃるわけですね。また、開催期間については、平成十八年一月より開催し、おおむね半年間開催するということを言っておられます。

この検討内容とか検討結果について、内閣の基本方針であるいわゆる骨太方針に盛り込むよう経済財政諮問会議に提案をしていくというのが大臣のお考えなのかどうか、このところを最初に伺います。

○竹中事務大臣 ちよつと今いろいろ読み上げてくださいましたけれども、基本的には、この開催要綱の中に背景、目的などを書かせていただいているとおりのことでございます。

そして、通信・放送という非常に重要な政策問題に関しまして、専門家です御議論をいただく。しかし、政策を実施する政策判断をするのは行政の主体であります我々でございます。専門家の報告を受けて、我々としてどのように対応するかという判断をしっかりとさせていただいて、そして政府・与党の中でしっかりと協議をして、合意できるものについては骨太の方針に書く、ないしは、そういうことも含めてIT戦略本部等々に報告をする、そうした形で、合意ができるものにつきましては政策のプロセスの中に乗せていきたいというふうに考えております。

○吉井委員 ことし一月十八日の経済財政諮問会議の議事要旨の中でも紹介されておりますが、竹中大臣の方が、まとまってきたら五月上旬には諮問会議で一度報告をさせていただき、そして骨太方針にもぜひ反映をさせていただきたいということですから、この諮問会議で、私的懇談会とかいろいろ言われている、表現は私的かプライベートでないのかどうかはともかくとして、その懇談会の検討結果は経済財政諮問会議に諮って、骨太方針にぜひ反映をしていきたい、こういうお考えだということを確認しておきたいんです。

○竹中事務大臣 先ほども申し上げましたように、これは専門家です御議論をいただくわけでございます。その上で、政策の判断をするのは我々でございますので、まずその専門家で議論の成果を私たちにぜひインプットしてもらいたい、その上で、私どもの方では、与党との協議も踏まえて、どういう政策をするかということについて、しっかりと行政上の判断をした上で政策のプロセスに乗せていきたいというふうに考えております。

○吉井委員 方針をここで検討していただくというところでやっているわけです。それで、大臣は骨太方針に反映させたいということも一月に言っておられるわけです。内閣の通信・放送分野の方針案をここで検討しているわけですが、その検討が非公開ですね。いわば密室で行われていて、議事録も基本的には作成されていないのではないかとありますが、どうですか。

○竹中事務大臣 何度も申し上げますけれども、まず私にインプットをもらって、総務省の責任者である私のもので、総務省の中で、そして政府・与党と検討した上で、合意できるものについて政策プロセスに乗せていきたい、これが懇談会の位置づけでございます。

そして、この懇談会の議事の進め方等々につきましては、これも何度か御答弁をさせていただいているかと思いますが、いずれの懇談会も議事録または議事概要を作成しております。そし

て、会議の開催後、おおむね一週間から二週間程度で総務省のホームページに掲載をさせていただいているところでございます。

○吉井委員 議事録として出たもの、だれが発言したかという、氏名も内容も詳しく出たのは、NHKの会長とか民放連の会長とかNＴＴとかソフトバンクの孫さんとか、こういう方たちが出たときは、ヒアリングに行かれた方のお名前も質問者の名前もちゃんと出ていますね。しかし、それ以外は全く出てきませんね。大体、第一回のときから、会合は公開しないということにしているんですが、資料だけ公開だということをやっていますね。

しかし、総務省のいろいろな審議会等がありまして、これは私の方でつくったんですけれども、総務省でやっている、議事録を作成しているか否か、議事概要を作成しているか否か、そのとき発言者氏名が出てくるかどうかというのを御協力いただいてつくってみると、通常は、議事録には、総務省の審議会であれ何であれ、すべて発言者の名前が出てくるわけですね。発言者の名前が出ないときというのは、地方財政審議会のように、議事録を公式なものは全くつくっていない、フリーフィンクなり口頭で概要の若干の説明ぐらいという例外的なものを除いたら、普通は皆つくるんですね。

ところが、議事録を作成しているか否かについては、唯一名前が出てくるのは、さっき言いましたヒアリングのとき分だけで、あとは全くそもそも議事録がつくられない、フリーフィンクといつても、だれがどうしゃべったかわからない、名前が出てこない、こういうのが実態なんじゃないですか。

○竹中国務大臣 委員が例外的なものを除いてこうであるというふうには言われませんでしたけれども、まさにいろいろなケースがあるということを委員も言っておられるのではないかと思います。私どもとしては、どういう議論が行われているかということについては、きっちりできるだけ

多くのの人に御理解いただけるように、その名前の議事概要等をホームページに発表しているわけでございます。

名前があるかどうかということを一つ、今、問題にしておられるのかも知れませんが、これは、この議論というのは行きつ戻りついたします。そして、非常に専門的なことで、例えば、このことはこういう意味なのかあという意味なのかという確認の議論等々、ちよつと初歩的な質問でなんだけれども、こういうことも教えてくれというような議論もございします。そういうことを自由に議論していただくというために、名前をあえて出す必要はないのではないかとこのように考えているわけでございます。

議論の中心につきましては、そういった意味では、おわかりいただけるように発表をしておりますので、これは議論の性格等々に合わせて、私どもとしては、きつちりと御説明できることは御説明をしているというふうには理解をしております。

○吉井委員 竹中大臣の全くプライベートで、ポケットマネーで研究会をつくられて、事務局の方もボランティアでやっていることについてまで私はあれこれ言うつもりはないんですよ。

これは、税金を使って、きちんとした検討なり審議を行って、そして、大臣を経由するにしても、国の政策に反映していこうということをつくっているわけですね。そこで一体何がどう議論されているのか、肝心なことが、国民の皆さんもそうです、国会にもわからない。これは私はやはり非常に異例なことだと思ふんですよ。

総務省の審議会の方でもほとんどは議事録をつくっているんですよ。議事録といえども、もちろんだれがどう発言したか、皆載っているんですよ。唯一といえますが、非常に例外的に見えるのが、地方分権二十一世紀ビジョン懇談会、通信・放送の在り方に関する懇談会、郵便におけるリザーブドエリアと競争政策に関する研究会、この三つだけが、私的懇談会なのかプライベートなのかどうか知りませんが、しかし、伺ってみると、この三つの私的懇談会と呼ばれるものだけでも四百五十万円の税金を支出することになっていきますというのが当局のお話ですから。そうすると、だれが何を言ったか、発言される方も、自信がなきゃ仕方がないにしても、そういう方とも私は思いませんから、これはやはりきちんと議事録をつくって公開する、当たり前のことだと思ふんです。

大臣、これはどうなんですか。

○竹中国務大臣 まず、例外的にこの三つがなっているというお話でございましたが、まさにこの吉井委員の資料を見ても、これはもういろいろなものがあるということがこの資料には示されているのではないのでしょうか。これはケース・バイ・ケースである。私はいつも言いますけれども、できる限り、諮問会議と同じような形で、その内容についてお知らせをしていると申し上げているつもりでございます。

そして、四百五十万円を使っている私的な云々という話でございましたが、別に私の趣味についてお話をさせていただいているわけではありませんが、総務大臣として正しい判断をするために必要なインプットをしてもいいんだということ、総務大臣に対するインプットのための会でございます。それから、これは、私的な懇談会というのはいくらも通称でございますけれども、そういう位置づけだということだと思っております。

きちんと公表しろということに関しては、これは今はまだ議論のプロセスでございます。議論をして取りまとめたものについては当然公表はされるわけでございます。かつ、取りまとめられたものの性格としては、これは総務大臣に対するインプットであつて、その上で、省内で議論して、与党と議論して、政策的な判断をしていくわけでございます。そういう性格につきましましてぜひとも御理解を賜りたいと思ひます。

○吉井委員 総合規制改革会議の宮内義彦さんが、議長として議事録作成義務を果たしていなかったということが今問題になっていきますね。これはもちろん内閣府に設置された諮問機関である

総合規制改革会議ということではあります。要するに、内閣府に設置されたものは、内閣府設置法、府令それから運営規則によつて議事録作成が義務づけられているわけですね。

これは、もともと、我が国が三十年ほど前に情報公開の議論をしたときからそうなんですけれども、そもそも情報とはだれのものか。メモに至るまで、税金によつて運営され賄われるものについては国民共有財産だ、これはアメリカなどの情報公開法を始めていくときの基本的な出発点なんですね。

四百五十万円ほどの税を投入して、なるほど規制改革会議のような諮問会議という位置づけでないにしても、それは経済財政諮問会議にもあなたを経由して反映していこうというものなんです。それから、こんなもの、自信がなきゃ別ですよ、堂々と公開するのは当たり前じゃないですか。私は、これは公開するべきだと思ひます。

この点だけでも一度伺つておきます。

○竹中国務大臣 私的な懇談会であつても、審議会等々と同様にしかるべく情報の開示をしていく必要がある、つまり、私たちの説明責任としてまさにそういう姿勢が必要であるということについては、全く私も同じ思ひでございます。そうした観点から、議事要旨の即座の公開、そしてフリーフィンク等々を行っているわけでございます。

そのような形で情報が開示されているということにつきまして、重ねて御理解をいただきたいと思います。

○吉井委員 氏名がないんです。だれがどのよう

にしゃべったか、どういう発言であつたか、わからないんですよ。こういうものは、会議全体の傾向はこんな傾向であつたという話にはなつたとしても、とてもフリーフィンクだ、議事要旨だということに値しない。やはりそのことを踏まえてきちんとした公開を図るべきだと重ねて申し上げて、時間が参りましたので、終わります。

○中谷委員長 次に、重野安正君。

○重野委員 社会民主党の重野安正です。

提出されております電気通信基盤充実臨時措置法一部改正案につきまして、何点が質問をいたします。

まず、第三条におきまして、総務大臣は基本指針を定める、このようにされております。その中で、ずっとあるんですが、高度通信施設の整備が特定の地域に偏らないように配する努力義務というものが事業者に課せられております。事業者はこの指針に基づいて実施計画を策定し、大臣の認定を受ける、こういう仕組みですね。

これが本法の仕組みであるんですが、こうした仕組みと、先ほど来るお話がありますように、ブロードバンドの偏在状況、そこには法の趣旨と乖離があるのではないかとという認識を私は持つんですね。

これについて、大臣の見解をまずお聞きしたいと思っております。

○竹中国務大臣 重野委員の今の御指摘は、要するに、ブロードバンドの偏在状況が出ているのではないかと、それをどう考えるのか、そういう御指摘かと存じます。

これは、先ほども申し上げましたけれども、情報通信インフラの整備というのは、本当に各国頭を悩ませて、いろいろな工夫をしてきたと思えます。そうした中で、やはり民間主導の原則というのは重要な柱であろうと思えます。適切な競争を行っていたら、そして、その中に電気通信基盤充実臨時措置法に基づく各般の措置をインセンティブとして与えることによって促進をしてきたというふうな思っております。

ブロードバンド基盤等の整備が行われる地域につきましては、今委員指摘してくださいましたけれども、基盤法に基づく基本指針におきまして、整備が特定の地域に偏らないように我々はもちろん配慮しているわけでございます。需要動向等の一方で、地域の実情、やはりニーズのことも勘案する、そして整備する地域がどんどん拡大するというふうな努めているところでございます。これは評価の問題があらうかと思っております。

も、全国的に見れば、大きな偏りなく基盤法の施策を活用した整備が行われてきたというふうには承知をしております。

確かに、委員も言われましたように、個々の地域の中では、これはやはり、残念ではありますけれども、おのずと人口密度によっていろいろな整備に差が出てきているところがあるというところは否定できない面もございます。これは民間主導の原則のもとで、しかし、整備地域を次第に拡大していくという過程において生じているプロセス上のものであるというふうな思っております。この政策を続けることによって、我々は最終的にブロードバンドのゼロ地域の解消を目指しているわけでございますので、そういう最終的には偏らない姿をぜひ実現したいというふうな考えております。

○重野委員 大臣はどのように申しますけれども、この法律で、指針に基づいて認定した事業者には、債務保証、税制上の優遇措置に加えて利子助成がなされておることは御案内のとおりです。利子助成を見ますと、一九九五年度から二〇〇五年度の半ばまでありますが、三百八十七件、約四十一億円、こういう額が補給されているわけですね。

この支援は、重ねて申しますけれども、特定の地域に偏らないように整備する誘導措置であるはずなんです。ところが、実態については、先ほど来申しているように、非常にばらつきが出ている。都道府県の比較においても、市町村の比較においても、そういう結果が出ております。

この間、この法律ができて以来、かなりの時間が経過したわけでありまして、けれども、それでもなおかつ現実があるというところに、いまだ一度しっかり検討しなければならぬものがあるのではないかと。

つまり、この結果は当初の計画の段階からわかってはいるはずなんですよ。だから、それを認定したわけですから、それはやはり、国にとっても、その実施主体あるいは市町村というレベルで

はなくて、いまだ一度国に立ち返って、どこかに問題はなかったのか、こういう結果が出ないような方策はなかったのか、こういうふうな基準の洗い直しとか、そういうものが検討されてしかるべきでなかったのか、このように思うんですが、その点についてはいかがお考えですか。

○竹中国務大臣 委員の御指摘といいますか御懸念は、当然我々もしっかり受けとめてやらなければいけない問題であらうかと思っております。

基盤法に基づく基本指針には次のように示されております。「事業者は、高度通信施設の整備が特定の地域に偏らないように配慮し、需要動向等の地域の実情を勘案しつつ、高度通信施設を整備する地域の拡大に努めるものとする」。まさに趣旨としてそのようなことを我々も目指してやっております。

基盤法に基づく実施計画の認定についても、このような考え方に基づいて行っているところでございます。

民間事業者がネットワークを整備する際には、需要の大きいところ、密度の高いところから整備がなされていくわけでございますけれども、その整備の過程において時間的な格差が生じているという面はあらうかと思っております。

いずれにしても、私たちは業者を優遇するため、にこういう政策を持っているわけではございません。業者にしっかりとインセンティブを与えて、そして結果、国民が、住民が利益を得られるような、そういう誘導の政策としてこの政策の枠組みを持つていられるわけでございます。

後で御質問があるかもしれませんが、こういう民間を主導しながら、しかし、補完的に政府がやるべきことがあるという観点からは、先ほども申し上げました交付金の創設等々の措置をあわせて講じることによって整備の促進を図っているところでございます。

○重野委員 明らかに格差が生じております。加入者系ファイバー網の整備状況一つとりまして、一目瞭然であります。政令都市及び県庁所在地

級の都市では九五%、人口十万人以上の都市でも八八%という高い率にあるわけですが、それ以外の地域を見ますと、がたっと落ちまして、六五%までも届いていない、そういう実績なんです。投資効率の高い、利益の見込める地域にはほうっておいても事業者は投資をする、そういうことだろうと思うんです。

この指針を定めて、支援措置をもってというこの考えは、私が言うまでもなく、投資効率の低い地域、そうした地域に誘導する、ここに重要な意味があるのではないかと私は思うんですが、重ねてその点について大臣の見解を聞いておきたいと思っております。

○竹中国務大臣 繰り返しで申し上げますけれども、この情報通信インフラの整備というのは、やはり諸外国の例を見ても民間主導原則のもとで推進していくということなんだと思えます。したがって、国の役割というのは、事業者に対する適切な競争政策を行うということ、そして、この基盤法がそのよい例でございますけれども、事業者に対する投資インセンティブを付与して、そして全国を対象にしっかりと整備をしていくということであらうかと思っております。

しかしながら、離島でありますとか、やはり条件不利地域があるわけでございます。そして、条件不利地域については、競争環境の整備でありますとか基盤法による措置のみでは整備が進みにくい地域が存在しているということ、これも我々は認識をしております。

このような、民間事業者への投資インセンティブの付与だけでは整備の進みにくい、つまり、まさに委員言われたように投資効率が非常に悪い地域については、地域情報通信基盤整備推進交付金を創設したわけでございまして、この交付金の創設等の措置をあわせて講じることによりまして整備の促進を図りたいというふうに考えております。

○重野委員 具体的に聞きたいんですが、そうであるならば、これまで支援措置がずっとなされてきました中継系のファイバーあるいは加入者系

の光ファイバー、そういう情報インフラの整備にこの制度がどの程度寄与したのか。例えば、政策投資銀行に係る利子助成による寄与度というのはどうだったのか。また、債務保証による整備状況についての寄与度、そういうふうなものも分析あるいは総括されておるはずですが、そこについての具体的な数字をお知らせください。

○須田政府参考人 基盤法による支援措置の情報通信インフラ整備に対する寄与度についてのお尋ねでございます。

どの程度寄与したかということにつきまして考えるに当たりまして、基盤法に基づく措置が、基本的には民間事業者に対して投資インセンティブを与えるということでございますので、投資の全体状況の中との比較で見させていたいただきたいと思ひます。

具体的に光ファイバーについて、光ファイバーは非常に大きなウエートを占めてございますので、その点でまず見てみますと、過去五年間におきます加入者系、今支援措置の対象としておりますが加入者系の光ファイバーでございますので、加入者系の光ファイバーに係る事業者の総投資額、これが約一兆七千億でございます。このうち、基盤法に係ります低利融資を活用しました投資額が約二千七百億でございます。したがって、全体の総投資額におきます基盤法の支援措置の効果というのは一六％程度かと考えております。

なお、債務保証につきましては、現在のところ実績がございませんこと、それから利子助成につきましては、この五年ほど、利子助成は下限金利を設定してございますけれども、下限金利を下回るような状態で融資が通常なされておりますので、この数年間は実績がないということもございまして、ちよつとこは私も検討課題にしてございませぬ。

○重野委員 それでは次に移りますが、ちよつと角度を変えまして、一九九五年の通信に関する現状報告、それによりまして、政府はこれまで、光

ファイバーの整備完了を二〇一〇年、こういうふうに出ておりました。それが一九九九年十一月の経済新生対策では、二〇〇五年度を目途に全国整備が実現できるよう努力するというふうになりました。そして今度は、IT新改革戦略では、二〇一〇年までに整備し、ブロードバンド・ゼロ地域を解消する、こういうふうになっております。これをどういうふうに受けとめたいのか。二〇〇五だとか二〇一〇年だとかいう年が出るわけですが、一体それが政府の明確な目標なのか、これを聞かせてください。

○須田政府参考人 御指摘の平成十一年の経済新生対策の中では、二〇〇五年度に光ファイバー網の全国整備を目標としてございます。この時点におきましては、こうした広域網というのが基本的には光ファイバー中心であったことから、光ファイバーを想定しまして、またさらに、この整備に関しましては、先ほども申し上げましたが、き線点という、いわゆる幹線として光ファイバーの細いしんを束ねて持つてくるき線点というのがございます。こゝまで来るのは大体三百から六百人しんぐらいあるわけですが、こゝまで整備をしていくものをもつて整備をしていくことの目標にしようということをやつてきたわけでございます。

ところが、その後、光ファイバー以外にADSLのような技術も出てきたこともございまして、また他方で、き線点にあるだけでは利用者が申し込んでもすぐは対応できないということもございまして、平成十三年のe-Japan戦略からは、一つは、光ファイバーだけでなく、ADSLなども対象としながら目標を定めていくことが適切ではないか、それから二つ目には、き線点だけでなく、いいところだけではなく、実際に申し込んだらすぐ受けられるような、そういうサービスエリアのところをとらえていこうということになりました。それで、要するに、世帯のカバー率という考え方で目標を立てているところでございます。今回のIT新改革戦略におきましても、そうし

た考え方に基きまして、ADSL級のブロードバンドにつきましては二〇一〇年までに一〇〇％、光ファイバー級の超高速通信ネットワークにつきましては九〇％のカバー率を目標にして進めていこうというところでございます。

き線点までということも非常に大切でございますけれども、もう二〇〇五年度時点は現在過ぎておりますし、今後の目標としましては、このIT新改革戦略にございまして二〇一〇年、ADSL級で一〇〇％、光ファイバー級で九〇％ということを目指して進めてまいりたいと思つております。

○重野委員 次に、本法の支援措置の仕組みについて一つ聞いておきたいんですが、これら支援措置がなぜ独立行政法人通信総合研究所を通して行われているのかという点です。法的にも担保され、対象事業者もそんなに多くはないわけ、なのに、なぜ法人を通すのか、これはちよつと理解できないのでありますが、これについて。

○竹中国務大臣 情報通信研究機構、いわゆるNICITでございますけれども、このNICITは、情報通信ベンチャー企業の支援、そして情報通信インフラ整備の支援、情報弱者への支援、情報通信政策上の重要な課題を達成するために、法律に従ひまして、通信・放送事業者等に対する助成金交付等の業務を実施しております。まさに実施機関である独立行政法人でございます。

今、局長のお話にありましたように、二〇一〇年度におけるブロードバンド・ゼロ地域を解消するという目標達成に向けて、今回、この基盤法の御審議をいたたいっているわけでございますけれども、これを、言うまでもなく、公正中立な立場で、効果的、効率的、確実に実施するというのが我々の重要な務めであると思ひます。

その際、NICITは、やはり情報通信分野において非常に重要な知見を有している、この点は大変重要であろうかと思ひます。このICT分野で世界を先導するフロントランナーにふさわしいインフラの整備を実現するわけでございまして、その事業計画、技術評価、そういうもの

がしっかりと行われる必要がある。その意味で、このNICITの知見をぜひ活用して、この基盤法に基づく債務保証でありますとか利子助成の業務、これをよいものにしていきたいというふうにかえております。

○重野委員 ここに説明というか資料があるんですが、これを見ますと、事業者から申請が総務大臣にされまして、総務大臣が認定をして、それから政策投資銀行であるとかそういうところから融資がされて、そして情報通信研究機構から利子助成金の交付が行われる、こういうスキームになっていますよね。今大臣が答弁したような、そんな細かな位置づけというのはこの図面からでは見られないです。

○竹中国務大臣 ちよつと今、資料はあれなんですけれども、基本的には、先ほど申し上げましたように、NICITの、この専門的な知見を活用したいというのが私たちの趣旨でございます。

○重野委員 知見を活用したい、そういう仕組みはここには出てこない、結びつかないですよ。○須田政府参考人 NICITが利子助成を行うに当たりまして、NICITにおきましてもかなり具体的な審査等を行つていただくことになっております。特に、貸し付け計画書の内容審査ということとNICITにおいてやつていただくことになっておりますけれども、その場合、資金の使途とか設備計画、あるいは融資機関の貸し付け条件の妥当性、こういうことを審査していただくことになりまして、例えば設備計画などは、具体的に情報通信インフラをどのような形で整備するのかということについての知見が非常に必要になってくると思つておりますし、また、融資機関の貸し付け条件の妥当性等ということになりますと、やはりここには公正性、中立性ということが非常に必要になってくるかと考えております。

○重野委員 さつき、利子助成の申請から認定、この認定の段階で情報通信研究機構がどういふうな関与をするのかというのが見えないものですから、もう既にその段階は総務大臣が認定してい

こうした助成金交付による研修事業への支援につきましては、これもちよつと経緯的に細かくて申しわけございませんけれども、平成十三年度の補正予算から、基盤法に基づかず、情報通信人材研修事業支援制度としまして、国みずからが民間団体を通じて助成するというふうな形態に変えております。

ねでございますが、これにつきましては、平成十四年に、地方公共団体が整備、保有する光ファイバー網を電気通信事業者へ開放する場合の標準手

らしや福祉の充実に充てるべきものであるということを主張して、討論を終わります。

○中谷委員長　次に、重野安正君。

かたに、請ひたいし、かたに、法律家に関する委員
会報告書の作成につきましては、委員長に御一任
願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと云ふ者あり〕

そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中谷委員長 次に、第百六十三回国会、内閣提出、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。竹中総務大臣。

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○竹中総務大臣 ただいま議題となりました電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、電磁的方式による申請、届け出その他の手続における電子署名の円滑な利用のさらなる促進を図るため、行政機関等及び裁判所に対する申請、届け出その他の手続に関し、利用者が電子署名を行ったことを確認することができ、報告を開示請求する際の事務の規定の見直しなどを行うこととしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○中谷委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

今回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後三時散会

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律案
電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の一部を改正する法律

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「署名検証者」を「署名検証者等」に、「第十九条」を「第十九条の三」に改める。

第二条第二項中「又は第十七条第四項」を、「第十七条第四項」に改め、「署名検証者」の下に「又は同条第六項に規定する団体署名検証者」を加える。

「第二節 署名検証者に対する失効情報等の提供」を「第二節 署名検証者等に対する失効情報等の提供」に改める。

第十七条第一項を次のように改める。

次に掲げる者は、利用者から通知された電子署名が行われた情報について当該利用者が当該電子署名を行ったことを確認するため、都道府県知事に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合(第四号及び第五号に掲げる者にあつては電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う場合に、第六号に掲げる団体にあつては行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第二条第二号に規定する行政機関等(以下「行政機関等」という。)及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。)には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨の届出をしなければならない。

一 行政機関等
二 裁判所
三 行政機関等に対する申請、届出その他の手続に伴つて必要となる事項につき、電磁的方式により提供を受け、行政機関等に対し自らこれを提供し、又はその照会に応じて回答する業務を行う者として行政庁が法律の規定に基づき指定し、登録し、認定し、又は承認した者

四 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定証事業者
五 電子署名及び認証業務に関する法律第二条第三項に規定する特定認証業務を行う者であつて政令で定める基準に適合するものとして総務大臣が認定する者

六 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する団体で政令で定めるもの

第十七条第二項中「前項」を「前項第五号」に改め、同条第三項第一号中「第一項」を「第一項第五号」に改め、同項第二号中「第二十六号」を「第二十六号第一項」に改め、同項第六号中「第二十八号」を「第二十八号第一項」に改め、同条に次の二項を加える。

5 次に掲げる団体又は機関は、当該団体又は機関に所属する者で政令で定めるものに対して第十九条の二第一項の規定による回答をするため、都道府県知事に対して次条第一項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報の提供及び同条第二項の規定による同項に規定する保存期間に係る失効情報ファイルの提供を求めようとする場合(第一号に掲げる団体にあつては当該団体に所属する者が法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う場合に、第二号に掲げる団体又は機関にあつては当該団体又は機関に所属する者が行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。)には、あらかじめ、当該都道府県知事に対し、総務省令で定めるところにより、これらの提供を求める旨及び第十九条の二第一項の規定による回答を受ける者(以下「署名確認者」という。)の範囲の届出をしなければならない。

一 法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続を行う者が所属する団体で政令で定めるもの

二 行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する者が所属する団体又は機関で政令で定めるもの

6 第四項の規定は、前項の届出を受けた都道府県知事及び当該届出をした者(以下「団体署名検証者」という。)について準用する。

第十八条の見出し中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、同条第一項中「次条第一項」の下に「又は第十九条の二第一項」を、「署名検証者」という。)を加え、同条第二項中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、同条第三項中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、同項第一号中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、同項第二号中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、「次条の下に、第十九条の二第一項若しくは第三項」を加え、「第二十六号」を「第二十六号第一項若しくは第二項」に改め、同項第二号から第四号までの規定中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、同項第五号中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、「第二十八号」を「第二十八号第一項」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、団体署名検証者に対する第一項及び第二項の規定による保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルの提供を停止することができる。

一 署名確認者が第十九条の三、第二十五条第三項又は第二十六条第三項の規定に違反したとき。

二 署名確認者から第二十五条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等の委託を受けた者が同条第四項において準用する同条

一 署名確認者が第十九条の三、第二十五条第三項又は第二十六条第三項の規定に違反したとき。

二 署名確認者から第二十五条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等の委託を受けた者が同条第四項において準用する同条

第三項の規定に違反したとき。

三 署名確認者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第二十七条第三項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

四 署名確認者から第二十五条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等の委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者が第二十七条第三項において準用する同条第二項の規定に違反したとき。

五 署名確認者の委託を受けて行う第二十五条第三項に規定する受領した回答の電子計算機処理等に関する事務に従事している者又は従事していた者が第二十八条第二項において準用する同条第一項の規定に違反したとき。

(団体署名検証者の義務)

第十九条の二 団体署名検証者は、次条第一項の規定による確認をしようとする署名確認者の求めがあったときは、第十八条第一項及び第二項の規定により提供を受けた保存期間に係る失効情報及び保存期間に係る失効情報ファイルに基づき当該求めに係る電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないことを確認し、政令で定めるところにより、速やかに、当該確認の結果について回答しなければならぬ。

2 前項の規定にかかわらず、団体署名検証者は、第十八条第四項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると認めるときは、前項の規定による回答をしないことができる。

3 団体署名検証者は、署名確認者から利用者に係る利用者署名符号を用いて電子署名が行われた情報及び電子証明書の通知を受領したときは、当該電子証明書を、当該電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該電子証明書に記録された利用者署名を検

証符号に対応する利用者署名符号を用いて行われていることの確認以外の目的に利用してはならない。

(署名確認者の義務)

第十九条の三 署名確認者は、利用者から当該利用者に係る利用者署名符号を用いて電子署名が行われた情報及び電子証明書の通知を受領したとき(第十七条第五項第一号に掲げる団体に所属する署名確認者にあつては法律の規定に基づき他人の依頼を受けて行政機関等及び裁判所に對する申請、届出その他の手続を行う場合に、同項第二号に掲げる団体又は機関に所属する署名確認者にあつては行政機関等及び裁判所に對する申請、届出その他の手続に必要な電磁的記録を提供する場合に限る。)は、当該電子証明書が第十五条第一項の規定により効力を失っていないこと及び当該電子証明書に記録された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号を用いて当該電子署名が行われたことを確認しなければならない。

2 署名確認者は、利用者から通知された電子証明書、当該電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該電子証明書に記録された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号を用いて行われていること、確認以外の目的に利用してはならない。

2 署名確認者は、利用者から通知された電子証明書、当該電子証明書とともに通知された情報について行われている電子署名が当該電子証明書に記録された利用者署名検証符号に対応する利用者署名符号を用いて行われていること、確認以外の目的に利用してはならない。

3 第十九条の二第一項の規定による回答を受けた署名確認者が同項の規定により受けた回答(以下「受領した回答」という。)の電子計算機処理等を行うに当たっては、当該署名確認者は、受領した回答の漏えいの防止その他の当該受領した回答の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 前項の規定は、署名確認者から受領した回答の電子計算機処理等の委託を受けた者が受託し

た業務を行う場合について準用する。

第二十六条の見出しを「署名検証者等の受領した失効情報等の利用及び提供の制限等」に改め、同条に次の二項を加える。

2 団体署名検証者は、第十九条の二第一項の規定により電子証明書が効力を失っていないことの確認をし、当該確認の結果についての回答をするため必要な範囲内で、受領した失効情報等を利用するものとし、受領した失効情報等の全部又は一部を当該確認及び回答以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

3 署名確認者は、第十九条の三第一項の規定により電子証明書が効力を失っていないことの確認をするため必要な範囲内で、受領した回答を利用するものとし、受領した回答の全部又は一部を当該確認以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。

第二十七条の見出しを「署名検証者等の職員等の秘密保持義務等」に改め、同条中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前二項の規定は、署名確認者について準用する。この場合において、前二項中「受領した失効情報等」とあるのは、「受領した回答」と読み替えるものとする。

第二十八条の見出し中「義務」を「義務等」に改め、同条中「署名検証者」を「署名検証者等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、署名確認者について準用する。この場合において、同項中「受領した失効情報等」とあるのは、「受領した回答」と読み替えるものとする。

第三十四条第一項第九号中「第十八条第三項の下に「及び第四項」を加え、同項第十号中「第十八条第四項」を「第十八条第五項」に改め、同項に次の一号を加える。

十一 前各号に掲げる事務に附帯する事務
第三十四条第三項中「認証事務を行わない」を「認証事務及び第二十九条から第三十一条までに

規定する事務を行わない」に改める。

第五十一条の見出し中「認証事務」を「認証事務等」に改め、同条第一項及び第二項中「認証事務」を「認証事務等」に改める。

第五十二条の見出し中「認証事務」を「認証事務等」に改め、同条中「認証事務を行う」を「認証事務等を行う」に、「認証事務の」を「認証事務等の」に改める。

第五十六条第一項中「第十七条第一項」を「第十七条第一項第五号」に改め、同条第二項中「行政機関等」の下に「及び裁判所」を、「同じ。」の下に「及び団体署名検証者」を加える。

第六十二条中「第二十七条」を「第二十七条第一項(同条第三項において準用する場合を含む。若しくは第二項(同条第三項において準用する場合を含む。))」に改める。

第六十五条第一項中「第十七条第一項」を「第十七条第一項第五号」に改め、同条第二項中「署名検証者」の下に「又は団体署名検証者」を加える。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前に電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三十四条第三項に規定する委任都道府県知事に対してされた同法第二十九条第一項の規定による開示の請求に係る同条第二項に規定する訂正等については、なお従前の例による。

理 由

電磁的方式による申請、届出その他の手続における電子署名の円滑な利用の更なる促進を図るため、行政機関等及び裁判所に対する申請、届出その他の手続に関し、利用者が電子署名を行ったことを確認することができる者の範囲を拡大する等

の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十八年四月二十日印刷

平成十八年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局